

◎ 作成：トラスト筆跡鑑定研究所  
～ BSHAM™ (脳科学 AI 筆跡鑑定®) 開発元 ～  
お問い合わせ：042-714-7747 (代表：二瓶 淳一)

---

【弁護士実務用】伝統的筆跡鑑定・監査チェックシート (Ver.2026)

---

■ はじめに：本シートの目的

本シートは、相手方から提出された筆跡鑑定書に「科学的根拠（証拠能力）」があるかを監査するためのものです。

「Yes (該当する)」が1つでもついた場合、その鑑定書は論理的・科学的に弾劾可能です。

---

【第1区分】「経年変化」という逃げ道の封鎖

(鑑定人が「時間が経っているから文字が変わった」と言い訳していないか?)

No.1 | 監査項目

時間的恒常性の無視（ノイズとコアの混同）：

鑑定人は「資料の日付が離れている（数年～10年以上）ため、筆跡が変化した（あるいは鑑定不能）」と主張しているか？

Yes / No

【Yesの場合の弾劾論点】

その主張は科学的怠慢です。確かに加齢により表面的な「字形（ノイズ）」は変化します。しかし、脳深部の「本来の運動プログラム（筆跡個性）」は長期記憶として保持され、変化しません。

「変わった」と主張するのは、表面的なノイズに惑わされ、本質的なコア（不变の運動プログラム）を抽出する技術を持っていないことの告白に過ぎません。

---

【第2区分】筆記具特性と脳内プログラムの分離

(脳の制御領域が異なる筆記具を、特性を無視して扱っていないか?)

No.2 | 監査項目

筆記具（硬筆・毛筆）の安易な混同：

鑑定人は、脳の制御領域が異なる「硬筆」と「毛筆」を、特性を考慮せずに比較していないか？

Yes / No

#### 【Yes の場合の弾劾論点】

毛筆は「意識的な演出（トメ・ハネ）」が強く介入しますが、その奥には必ず「無意識の運動痕跡」が存在します。

しかし、従来型の鑑定人はこの「意識」と「無意識」の分離ができません。そのため、表面的な形状の違い（装飾）を「別人の証拠」と誤認するリスクが極めて高いです。技術不足による調査不備と言えます。

---

#### 【第3区分】「原本神話」の否定とコピー解析

（「原本がないと分からぬ」という嘘を見抜く。）

No.3 | 監査項目

コピー資料の解析拒否：

鑑定人は「コピー資料（写し）であるため、筆圧等が確認できない」と逃げていないか？

Yes / No

#### 【Yes の場合の弾劾論点】

技術不足の告白です。最新の画像解析（輝度値解析・等高線抽出）を用いれば、コピーであってもインクの濃淡から筆圧や筆速を科学的に復元可能です。

「原本がないから鑑定できない」という主張は、解析技術を持たない証明に他なりません。

---

#### 【第4区分】「計測」の無意味さ（数値解析法への弾劾）

（形を測っても、犯人は分からぬ。）

No.4 | 監査項目

静止画計測の限界（数値解析の罠）：

「数値解析」と称し、文字の長さ・角度・面積などの「形状データ」のみを根拠にしていないか？

Yes / No

#### 【Yes の場合の弾劾論点】

筆跡は「運動」であり「図形」ではありません。形状（静止画）をいくら精密に測っても、ゆっくり書いた「模倣（トレース）」は見抜けません。

時間軸（速度）とZ軸（筆圧）の解析ロジックがない数値計測は、無意味なデータです。

---

【第5区分】「検査」と「鑑定」のすり替え  
(機械を使っただけで「科学」と名乗る欺瞞を暴く。)

No.5 | 監査項目

検査機器と判定ロジックの混同：

「マイクロスコープ」や「特殊光」を使用したことだけを根拠に、それを「科学的鑑定」と定義していないか？

Yes / No

【Yes の場合の弾劾論点】

それは「検査 (Inspection)」であって「鑑定 (Analysis)」ではありません。

機械は画像を鮮明にするだけで、白黒の判定はしません。鮮明になった画像を見て、結局は「人の目 (経験と勘)」で判断しているなら、それは「画像が綺麗なだけの伝統的鑑定」です。

その画像をどのような数式 (アルゴリズム) で解析したかが示されていない限り、科学的証拠能力はゼロです。

---

【弁護士の先生方へ】

上記の「Yes」を指摘するだけでは、裁判には勝てません。

相手の非科学性を弾劾した上で、「では真実は何か」を証明する「数値解析・画像解析・脳科学」による鑑定書が必要です。

▼ 反論意見書・再鑑定の依頼はこちら (見積無料)

トラスト筆跡鑑定研究所 (BSHAM™開発元)

Tel: 042-714-7747